

公衆衛生

分野責任者 小橋 元
学年 6学年

I. 前 文

医師としてどのような臨床専門領域で働く場合にも、公衆衛生学、衛生学、法医学に関する基本的知識は必須である。これらの科目については4年次の系統講義ですでに詳細な講義が行われていることから、6年次における今回の『公衆衛生』では、主に「医師国家試験出題基準」に沿った内容を中心に講義を行う。

II. 学修の到達目標

公衆衛生学・衛生学に関する知識、方法論を、医師としての問題解決に必要なレベルにおいて理解する。

III. 求められる事前学習、事後学習

事前学習としては系統講義の復習（30分）。

事後学習としては講義内容に沿った国家試験の臨床問題で、知識を確実なものとする（30分）。

IV. 授業計画及び方法

回数	月	日	曜日	時限	講 義 テ ー マ	担 当 者
1	8	5	水	1	公衆衛生概論・医師法・医療法等	公衆衛生学 小橋元
2		5	水	2	母子保健、疫学・スクリーニング	公衆衛生学 小橋元
3		5	水	3	人口・死因・疾病統計	公衆衛生学 西連地利己
4		5	水	4	精神保健福祉・高齢者保健福祉介護	公衆衛生学 春山康夫
5		5	水	5	社会保険、医療保険、国民医療費	公衆衛生学 春山康夫
6		5	水	6	死と法、異状死、届出	法医学 黒須明
7		6	木	1	産業保健・衛生・環境保健	国際環境衛生室 小松渡
8		6	木	2	感染症、食品保健、国民栄養	国際環境衛生室 岸久司

V. 評価基準

講義テーマに関して、国家試験に準じた方法により試験を行う。

VI. コアカリ記号・番号

A-1-1), A-1-2), A-1-3), A-7-1), A-7-2), A-8-1)

B-1-1), B-1-2), B-1-3), B-1-4), B-1-5), B-1-6), B-1-7), B-1-8), B-1-9),

B-2-1), B-2-2), B-3-1)

Ⅶ. 卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目の関連

*◎：最も重点を置くDP ○：重点を置くDP

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）		
医学知識	人体の構造と機能，種々の疾患の原因や病態などに関する正しい知識に基づいて臨床推論を行い，他者に説明することができる。	
	種々の疾患の診断や治療，予防について原理や特徴を含めて理解し，他者に説明することができる。	◎
臨床能力	卒後臨床研修において求められる診療技能を身に付け，正しく実践することができる。	
	医療安全や感染防止に配慮した診療を実践することができる。	
プロフェッショナリズム	医師としての良識と倫理観を身に付け，患者やその家族に対して誠意と思いやりのある医療を実践することができる。	○
	医師としてのコミュニケーション能力と協調性を身に付け，患者やその家族，あるいは他の医療従事者と適切な人間関係を構築することができる。	○
能動的学修能力	医師としての内発的モチベーションに基づいて自己研鑽や生涯学修に努めることができる。	○
	書籍や種々の資料，情報通信技術（ICT）などの利用法を理解し，自らの学修に活用することができる。	○
リサーチ・マインド	最新の医学情報や医療技術に関心を持ち，専門的議論に参加することができる。	
	自らも医学や医療の進歩に寄与しようとする意欲を持ち，実践することができる。	
社会的視野	保健医療行政の動向や医師に対する社会ニーズを理解し，自らの行動に反映させることができる。	○
	医学や医療をグローバルな視点で捉える国際性を身に付け，自らの行動に反映させることができる。	○
人間性	医師に求められる幅広い教養を身に付け，他者との関係においてそれを活かすことができる。	◎
	多様な価値観に対応できる豊かな人間性を身に付け，他者との関係においてそれを活かすことができる。	○

Ⅷ. 課題（試験やレポート等）に対するフィードバックの方法

試験の内容については非公開。レポートのフィードバックは課題による。